

## 京都大学女性研究者支援センター要項

- 第1 京都大学に、女性研究者への包括的な支援を行うため、女性研究者支援センター（以下「センター」という。）を置く。
- 第2 センターにおいては、女性研究者の支援に関し次の各号に掲げる業務を行う。
- (1) 交流・啓発・広報に関すること。
  - (2) 相談・助言に関すること。
  - (3) 育児・介護に関すること。
  - (4) 就労形態に関すること。
  - (5) 地域等との連携に関すること。
  - (6) その他女性研究者の支援に関すること。
- 第3 センターにセンター長を置く。
- 2 センター長は、京都大学の専任の教授をもって充てる。
  - 3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 4 センター長は、センターの所務を掌理する。
- 第4 センターに、センターの管理運営に関する事項を審議するため、運営委員会を置く。
- 2 運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、運営委員会が定める。
- 第5 センターの事務は、研究推進部研究推進課において処理する。
- 第6 この要項に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、センター長が定める。

### 附 則

この要項は、平成18年9月5日から実施する。